

(別添)

記 号 番 号  
日 付

申請事業者 殿

〇〇労働局長

適用除外の  $\left[ \begin{array}{l} \text{認定申請} \\ \text{更新申請} \end{array} \right]$  に係る審査結果の通知について

〇年〇月〇日付け本職あて行われた有機溶剤中毒予防規則（昭和 47 年労働省令第 36 号）

第 4 条の 2 第 1 項に基づく適用除外に係る  $\left[ \begin{array}{l} \text{認定申請} \\ \text{更新申請} \end{array} \right]$  については、審査の結果、

別紙のとおり  $\left[ \begin{array}{l} \text{認定する／認定しない} \\ \text{更新を認める／更新を認めない} \end{array} \right]$  ことを決定しましたので通知します。

(備考)

この処分に不服がある場合は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には審査請求をすることができなくなることに御注意ください。）。

また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定により、この処分があったことを知った日から 6 か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所、処分をした都道府県労働局の所在地を管轄する地方裁判所又は特定管轄裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（処分があったことを知った日から 6 か月以内であっても、処分の日から 1 年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなることに御注意ください。）。

1 認定事業場

事業者の氏名	
住 所	
認定年月日	
事業の種類	
認定事業場の名称	
認定事業場の所在地	
認定番号	
有効期限	

2 留意事項

- (1) 適用除外を認定した場合であっても以下の対応が必要であること。
- ① 適用除外の対象とならない、健康診断及び保護具関係の規定は引き続き遵守する必要があること。
  - ② 労働安全衛生規則で定める衛生基準、危険物等に関する規定を遵守すること。
  - ③ 作業場外に化学物質を排出する場合は、環境基準を遵守する必要があること。
  - ④ 局所排気装置等の点検、検査、補修等については、有効性を損なわない頻度で定期的実施し、実施した場合には記録を作成し、次回更新まで保存しておくことが望ましいこと。
  - ⑤ 作業主任者の職務については、作業主任者技能講習の修了者に引き続き職務を行わせることが望ましいこと。その際に「作業主任者」の職名を使わせることは差し支えないこと。
- (2) 譲渡等を行った場合において、譲渡等の前の認定を継承するためには再度認定の申請が必要であること。
- (3) 認定は、3年以内に更新が完了しなければ効力を失うので、審査に要する時間を勘案した上で更新申請を行うこと。
- (4) 申請書備考4～6に掲げる書面に変更が生じた際は、遅滞なく変更後の書面を所轄都道府県労働局長あてに提出すること。
- (5) 認定事業場が認定の要件を満たさなくなったときは、有機溶剤中毒予防規則（昭和

47年労働省令第36号)第4条の2第6項の規定に基づき、遅滞なく文書でその旨を所轄都道府県労働局長あて報告しなければならないこと。なお、本条は労働安全衛生法第100条第1項を根拠としており、本条違反には罰則が適用されることがあること。

(認定しない場合／更新を認めない場合)  
別紙

1 申請事業場等

事業者の氏名	
住 所	
事業の種類	
認定又は更新を受けようとする事業場の名称	
認定又は更新を受けようとする事業場の所在地	

2 認定をしない（更新を認めない）理由

(別添)

記 号 番 号  
日 付

申請事業者 殿

〇〇労働局長

適用除外の  $\left[ \begin{array}{l} \text{認定申請} \\ \text{更新申請} \end{array} \right]$  に係る審査結果の通知について

〇年〇月〇日付け本職あて行われた鉛中毒予防規則（昭和 47 年労働省令第 37 号）

第 3 条の 2 第 1 項に基づく適用除外に係る  $\left[ \begin{array}{l} \text{認定申請} \\ \text{更新申請} \end{array} \right]$  については、審査の結果、

別紙のとおり  $\left[ \begin{array}{l} \text{認定する／認定しない} \\ \text{更新を認める／更新を認めない} \end{array} \right]$  ことを決定しましたので通知します。

(備考)

この処分に不服がある場合は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、処分の日から起算して 1 年を経過した場合には審査請求をすることができなくなることに御注意ください。）。

また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定により、この処分があったことを知った日から 6 か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所、処分をした都道府県労働局の所在地を管轄する地方裁判所又は特定管轄裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（処分があったことを知った日から 6 か月以内であっても、処分の日から 1 年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなることに御注意ください。）。

(認定する場合／更新を認める場合)  
別紙

## 1 認定事業場

事業者の氏名	
住 所	
認定年月日	
事業の種類	
認定事業場の名称	
認定事業場の所在地	
認定番号	
有効期限	

## 2 留意事項

- (1) 適用除外を認定した場合であっても以下の対応が必要であること。
- ① 適用除外の対象とならない、健康診断及び保護具関係の規定は引き続き遵守する必要があること。
  - ② 労働安全衛生規則で定める衛生基準、危険物等に関する規定を遵守すること。
  - ③ 作業場外に化学物質を排出する場合は、環境基準を遵守する必要があること。
  - ④ 局所排気装置等の点検、検査、補修等については、有効性を損なわない頻度で定期的実施し、実施した場合には記録を作成し、次回更新まで保存しておくことが望ましいこと。
  - ⑤ 作業主任者の職務については、作業主任者技能講習の修了者に引き続き職務を行わせることが望ましいこと。その際に「作業主任者」の職名を使わせることは差し支えないこと。
- (2) 譲渡等を行った場合において、譲渡等の前の認定を継承するためには再度認定の申請が必要であること。
- (3) 認定は、3年以内に更新が完了しなければ効力を失うので、審査に要する時間を勘案した上で更新申請を行うこと。
- (4) 申請書備考4～6に掲げる書面に変更が生じた際は、遅滞なく変更後の書面を所轄都道府県労働局長あてに提出すること。
- (5) 認定事業場が認定の要件を満たさなくなったときは、鉛中毒予防規則（昭和47年労

働省令第 37 号) 第 3 条の 2 第 6 項の規定に基づき、遅滞なく文書でその旨を所轄都道府県労働局長あて報告しなければならないこと。なお、本条は労働安全衛生法第 100 条第 1 項を根拠としており、本条違反には罰則が適用されることがあること。

(認定しない場合／更新を認めない場合)  
別紙

1 申請事業場等

事業者の氏名	
住 所	
事業の種類	
認定又は更新を受けようとする事業場の名称	
認定又は更新を受けようとする事業場の所在地	

2 認定をしない（更新を認めない）理由



(別添)

記 号 番 号  
日 付

申請事業者 殿

〇〇労働局長

適用除外の  $\left[ \begin{array}{l} \text{認定申請} \\ \text{更新申請} \end{array} \right]$  に係る審査結果の通知について

〇年〇月〇日付け本職あて行われた特定化学物質障害予防規則（昭和 47 年労働省令第 36

号）第 2 条の 3 第 1 項に基づく適用除外に係る  $\left[ \begin{array}{l} \text{認定申請} \\ \text{更新申請} \end{array} \right]$  については、審査の結果、

別紙のとおり  $\left[ \begin{array}{l} \text{認定する／認定しない} \\ \text{更新を認める／更新を認めない} \end{array} \right]$  ことを決定しましたので通知します。

(備考)

この処分に不服がある場合は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、処分の日から起算して 1 年を経過した場合には審査請求をすることができなくなることに御注意ください。）。

また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定により、この処分があったことを知った日から 6 か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所、処分をした都道府県労働局の所在地を管轄する地方裁判所又は特定管轄裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（処分があったことを知った日から 6 か月以内であっても、処分の日から 1 年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなることに御注意ください。）。

(認定する場合／更新を認める場合)  
別紙

## 1 認定事業場

事業者の氏名	
住 所	
認定年月日	
事業の種類	
認定事業場の名称	
認定事業場の所在地	
認定番号	
有効期限	

## 2 留意事項

- (1) 適用除外を認定した場合であっても以下の対応が必要であること。
- ① 適用除外の対象とならない、健康診断及び保護具関係の規定は引き続き遵守する必要があること。
  - ② 労働安全衛生規則で定める衛生基準、危険物等に関する規定を遵守すること。
  - ③ 作業場外に化学物質を排出する場合は、環境基準を遵守する必要があること。
  - ④ 局所排気装置等の点検、検査、補修等については、有効性を損なわない頻度で定期的実施し、実施した場合には記録を作成し、次回更新まで保存しておくことが望ましいこと。
  - ⑤ 作業主任者の職務については、作業主任者技能講習の修了者に引き続き職務を行わせることが望ましいこと。その際に「作業主任者」の職名を使わせることは差し支えないこと。
- (2) 譲渡等を行った場合において、譲渡等の前の認定を継承するためには再度認定の申請が必要であること。
- (3) 認定は、3年以内に更新が完了しなければ効力を失うので、審査に要する時間を勘案した上で更新申請を行うこと。
- (4) 申請書備考4～6に掲げる書面に変更が生じた際は、遅滞なく変更後の書面を所轄都道府県労働局長あてに提出すること。
- (5) 認定事業場が認定の要件を満たさなくなったときは、特定化学物質障害予防規則（昭

和 47 年労働省令第 36 号) 第 2 条の 3 第 6 項の規定に基づき、遅滞なく文書でその旨を所轄都道府県労働局長あて報告しなければならないこと。なお、本条は労働安全衛生法第 100 条第 1 項を根拠としており、本条違反には罰則が適用されることがあること。

(認定しない場合／更新を認めない場合)  
別紙

1 申請事業場等

事業者の氏名	
住 所	
事業の種類	
認定又は更新を受けようとする事業場の名称	
認定又は更新を受けようとする事業場の所在地	

2 認定をしない（更新を認めない）理由

(別添)

記 号 番 号  
日 付

申請事業者 殿

〇〇労働局長

適用除外の  $\left[ \begin{array}{l} \text{認定申請} \\ \text{更新申請} \end{array} \right]$  に係る審査結果の通知について

〇年〇月〇日付け本職あて行われた粉じん障害防止規則（昭和 54 年労働省令第 18 号）

第 3 条の 2 第 1 項に基づく適用除外に係る  $\left[ \begin{array}{l} \text{認定申請} \\ \text{更新申請} \end{array} \right]$  については、審査の結果、

別紙のとおり  $\left[ \begin{array}{l} \text{認定する／認定しない} \\ \text{更新を認める／更新を認めない} \end{array} \right]$  ことを決定しましたので通知します。

(備考)

この処分に不服がある場合は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には審査請求をすることができなくなることに御注意ください。）。

また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定により、この処分があったことを知った日から 6 か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所、処分をした都道府県労働局の所在地を管轄する地方裁判所又は特定管轄裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（処分があったことを知った日から 6 か月以内であっても、処分の日から 1 年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなることに御注意ください。）。

(認定する場合／更新を認める場合)  
別紙

## 1 認定事業場

事業者の氏名	
代表者の氏名	
住 所	
認定年月日	
事業の種類	
認定事業場の名称	
認定事業場の所在地	
認定番号	
有効期限	

## 2 留意事項

- (1) 適用除外を認定した場合であっても以下の対応が必要であること。
  - ① 適用除外の対象とならない、健康診断及び保護具関係の規定は引き続き遵守する必要があること。
  - ② 労働安全衛生規則で定める衛生基準、危険物等に関する規定を遵守すること。
  - ③ 作業場外に化学物質を排出する場合は、環境基準を遵守する必要があること。
  - ④ 局所排気装置等の点検、検査、補修等については、有効性を損なわない頻度で定期的を実施し、実施した場合には記録を作成し、次回更新まで保存しておくことが望ましいこと。
  - ⑤ 作業主任者の職務については、作業主任者技能講習の修了者に引き続き職務を行わせることが望ましいこと。その際に「作業主任者」の職名を使わせることは差し支えないこと。
- (2) 譲渡等を行った場合において、譲渡等の前の認定を継承するためには再度認定の申請が必要であること。
- (3) 認定は、3年以内に更新が完了しなければ効力を失うので、審査に要する時間を勘案した上で更新申請を行うこと。
- (4) 申請書備考4～6に掲げる書面に変更が生じた際は、遅滞なく変更後の書面を所轄

都道府県労働局長あてに提出すること。

- (5) 認定事業場が認定の要件を満たさなくなったときは、粉じん障害防止規則（昭和 54 年労働省令第 18 号）第 3 条の 2 第 6 項の規定に基づき、遅滞なく文書でその旨を所轄都道府県労働局長あて報告しなければならないこと。なお、本条は労働安全衛生法第 100 条第 1 項を根拠としており、本条違反には罰則が適用されることがあること。

(認定しない場合／更新を認めない場合)  
別紙

1 申請事業場等

事業者の氏名	
住 所	
事業の種類	
認定又は更新を受けようとする事業場の名称	
認定又は更新を受けようとする事業場の所在地	

2 認定をしない（更新を認めない）理由